

# 諸外国の高等教育分野における 質保証システムの概要

# アメリカ合衆国

第2版 (2016年版)

2010年 3月 初版発行 2016年 1月 第2版発行

独立行政法人 大学評価・学位授与機構 〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1 http://www.niad.ac.jp/ kokusai@niad.ac.jp



本資料の内容は、原作者「(独)大学評価・学位授与機構」のクレジットを表示し、 かつ非営利目的であることを条件に、改変したり再配布したりすることができます。

> 独立行政法人大学評価・学位授与機構 2016年1月

http://www.niad.ac.jp/english/overview\_us2\_j.pdf

# はじめに

大学評価・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究の中核的事業とともに、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い諸外国を含めた、国内外の質保証機関などとの連携協力を通じて、日本の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取り組みを行っています。

高等教育の質保証制度については、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、さまざまな枠組みが構築されています。そのため、言語や国境の壁を越えて実効的な関係を構築する上で、まずは質保証制度やその背景となる高等教育制度について、情報交換を通じて協力機関同士の「相互理解」を深めることが不可欠です。高等教育機関が実効的で質の伴った連携教育を提供するときがまさにそうです。

そのため、当機構では、日本の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しています。そして、その一環として、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報をまとめ公開しています。これまで日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ、フランス、韓国、中国、ドイツの情報を日本語・英語の2か国語で公開してきました。

さて、アメリカ合衆国は多くの国とは異なり、高等教育の質の基準を一元的に管理する全国規模の組織は存在しません。大学の自治が広く尊重される一方で、連邦政府、州政府、アクレディテーション(評価)機関の3者が高等教育の質保証を担っています。連邦政府はアクレディテーション機関の認定を通じ、連邦奨学金の支給対象となる高等教育機関の質を保証します。一方、州政府は教育機関の設置や運営の認可の際の審査によって、質保証に関与しています。また、州立の教育機関にとっては、州議会が財政に関する権限を有しています。アクレディテーションは、もともと高等教育機関が任意で始めた取り組みであり、今日でもこの制度によって保証される教育の質は連邦政府や州政府からも信頼されています。これら連邦政府、州政府、アクレディテーション機関を総称して"triad"と呼ばれ、アメリカの高等教育の質保証は成り立っているのです。

このたび、アメリカ合衆国の高等教育制度と質保証制度に関する様々な情報をもとに、「諸外国の高等教育 分野における質保証システムの概要:アメリカ合衆国(第2版)」を作成しました。主に2014-2015年度に行った文献調査をもとに、2010年に刊行した本概要初版の内容を最新のデータ・動向に改め今般の公開に至りました。

本編の作成にあたって、多くの関係者の方々、特に元米国中部地域高等教育委員会副会長 Linda Suskie 氏には多岐にわたる助言と多大なご協力をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

2016年1月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

# 目 次

Ⅰ. 国・地域の基本情報	5
Ⅱ. 高等教育制度	
1. 高等教育の沿革	6
2. 学校制度系統図	7
3. 高等教育機関の種類・規模	8
4. 入学者選考の概要	0
5. <b>高等教育資格··························</b> 1	0
6. 高等教育に対する連邦政府・州政府の権限1	5
7. 主な関係組織1	6
8. 管理運営組織と学生組織1	7
9. 学生納付金1	8
10. 学資援助1	8
11. 高等教育関係法令1	9
Ⅲ.質保証制度	
1. 高等教育質保証の沿革2	20
2. 質保証制度の概略	1.1
3. 質保証制度の種類	
3-1. <b>アクレ</b> ディテーション····································	24
3-2. <b>アクレディテーション機関の認定</b> 2	8.
3-3. 州政府による高等教育の質に係る審査3	1
4. 正規の高等教育機関	32
5. ディプロマミルとアクレディテーション····································	3

# アメリカ合衆国地図



出典

Wikimedia Commons (2015) Map of USA with state names 2,

https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Map\_of\_USA\_with\_state\_names.svg#/media/File:Map\_of\_USA\_with\_state\_names\_2.svg [30 Oct 2015]

# 1. 国・地域の基本情報

国・地域名	アメリカ合衆国			
首都	ワシントンD.C.			
公用語	主として英語(法律上の定めはない)			
総人口 (2015年12月)	3億2136万8864人			
国内総生産 (GDP、2013年)	16 兆 7,768 億米ドル(名目値)			
一人当たり国内総生産 (2013年)	53,101 米ドル(名目値)			
一般政府支出に対する 公財政教育支出の割合 (2011年)	全教育段階 13.6% (12.9%) 高等教育段階 3.5% (3.2%) () <b>社</b> DECD <b>各国形</b>			
国内総生産に対する 公財政教育支出の割合 (2011年)	全教育段階 5.1% (5.6%) 高等教育段階 1.3% (1.4%) () <b>八は</b> ECD 名画形			
学生一人当たり教育費	教育機関支出	公財政支出		
(高等教育、2011年)	26,021 米ドル	9,057 米ドル		
学生年間納付金 (第1学位課程、2011年)	公立機関-5,402 米ドル、私立機関-17,163 米ドル			
高等教育への進学率(2010年)	74%(大学型高等教育への純進学率)			
学校教育制度	学校制度系統図(Ⅱ-2)参照			
学年暦	9月~5/6月			

#### 出典:

- EP Nuffic (2013) Country module United States, Jan 2013, Available:
   http://www.nuffic.nl/en/library/country-module-united-states.pdf [30 Mar 2015] p. 4
- o Ministry of Foreign Affairs of Japan (2014) アメリカ合衆国 (United States of America) 基礎データ, 11 Sep 2014, Available: http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/data.html [30 Mar 2015]
- o OECD (2014) Education at a Glance 2014: IECD Indicators, OECD Publishing, Available: http://www.oecd.org/edu/Education-at-a-Glance-2014.pdf [20 Apr 2015], pp. 215, 249, 257, 271
- U.S. Census Bureau for the United States (2015) U.S. and World Population Clock, Available: http://www.census.gov/popclock/ [3 Dec 2015]

# 11. 高等教育制度

# 1. 高等教育の沿革

イギリスからの独立前の時代に、ハーバード大学(1636年創設)やウィリアム&メアリー大学(1693年創設)、エール大学(1701年創設)等が教会に付属する組織として設立された。これは、大学がアリストテレスの哲学を基礎とし、古典語を学ぶとともに教養・知識に幅広く触れる場であったことを示している。カリキュラムが目指したところは学生に教養を身につけさせることであった。これら3大学の設立に係る文書では、聖職者の養成を目的としていることについて言及が見られる。

18世紀後半、独立を果たした各州では、市民のための大学教育が準備されるとともに、大学の無い州では新しい教育機関の設置がすすめられた。さらに、モリル法(Morrill Land-Grant Act; 1862年)により、州経済や州民の能力開発を目的として、大学設置のために連邦所有地の払下げが多くの州で認められた。

19世紀の高等教育は、私立のリベラルアーツ・カレッジ、モリル法以降発展した公立の研究型大学、教員養成のための公立師範学校、聖職者を養成する宗教系カレッジなどで構成されていた。この他にも、現在ではアフリカ系アメリカ人のための学校(HBCU)と呼ばれる、当時差別を受けていた人々のために州や宗教団体が設立した教育機関も興った。

1920 年代には、後にマーチン・トローが提唱した高等教育の発展段階説における「エリート型」から「マス型」への移行に比類される現象としての大学在学者数の増加が見られ、高等教育の量的拡大の幕開けとなった。1945 年~1975 年は、米国の歴史の中で学生数が最も増加した時期であり、1950 年の 270 万人から 1970 年には 790 万人となった。1944 年の通称 G I 法と呼ばれる退役軍人援助法(Servicemen's Readjustment Act)により、高等教育への参加が国家的な優先課題となり、60 年代から 70 年代にかけては、コミュニティー・カレッジと呼ばれる、準学士課程を地域の学生に提供する州立の大学が数多く設置され、高等教育を受ける機会が飛躍的に増加した。

この時期に、連邦政府の高等教育への関わりに変化が生じた。1970年代、学生の大学への入学支援策として新たな資金が給付型やローンの奨学金として投入されたことにより、連邦政府による高等教育への投資額は大幅に増加した。また、もともと高い水準で交付されていた研究助成費についても、1980年代になりさらに増加することとなった。

21 世紀に入り、高等教育はますます多様化している。高等教育機関は公立と私立、4 年制と2 年制、非営利と営利組織など様々な形態が見られるようになった。また、従来は中等教育修了後すぐに進学する18~23 歳の学生が多数を占めていた学士課程の教育も、年齢では25 歳以上が6割以上、フルタイムの仕事を持つ学生も6割以上を占めるようになった。こうした状況は、高等学校修了よりも上位の「中級技能(middle skill)」への需要の高まりを反映している。一方で、各州は財政難を背景に特に公立教育機関への助成を削減してきており、その影響で学生が負担する授業料や教材費の高騰が発生している。

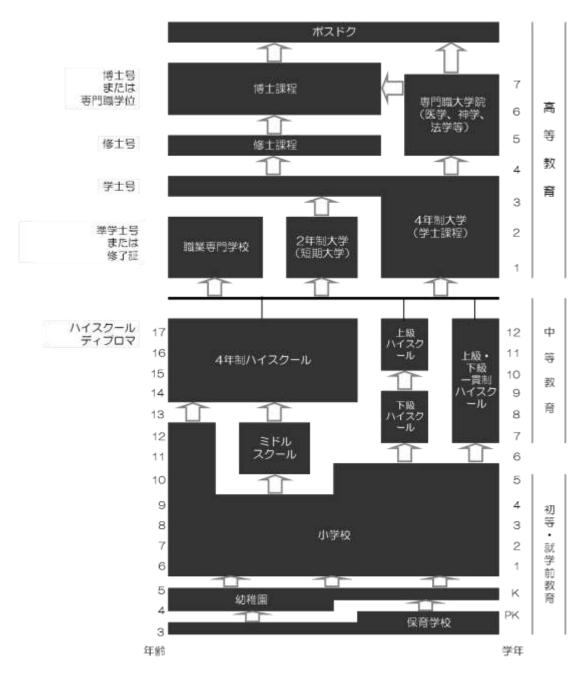
#### 参考:

o Altbach, P.G., Gumport, P.J. and Berdahl, R.O. (1998) *American Higher Education in the Twenty-first Century*, Baltimore: John Hopkins University Press, pp.39-43, 57, 64



- 7
- Ewell, P.T. (2008) U.S. Accreditation and the Future of Quality Assurance: A Tenth Anniversary Report from the Council for Higher Education Accreditation, Washington D.C.: Council for Higher Education Accreditation, pp.17-21, 28, 48
- Staley, D.J. & Trinkle, D.A. (2011) The Changing Landscape of Higher Education, Educause review, Available: http://www.educause.edu/ero/article/changing-landscape-higher-education [24 Mar 2015]

# 2. 学校制度系統図



#### 出典:

 National Center for Education Statistics (2012) Digest of Education Statistics: 2012, Available: http://nces.ed.gov/programs/digest/d12/figures/fig\_01.asp?referrer=figures [30 Mar 2015]

# 3. 高等教育機関の種類・規模

#### 高等教育機関の種類

高等教育機関は公立(public)または私立(private)であり、私立教育機関は非営利(non-profit)または営利(for-profit)に分けられる。さらに 2 年制/4 年制教育機関という分け方もあり、そこで提供される教育課程が主に学位課程である(4 年制)かそれ未満のものである(2 年制)かによって区別される。また、職業教育が中心の高等教育機関もあり、その多くは企業による営利組織である。

米国の高等教育機関は、公立・私立を問わず、非営利または営利の法人として組織され設置認可を受けている。 各法人は理事会の管理監督下にある。理事は一般の市民から選出されるが、公立の場合は州知事や州議会によって 任命され、私立の場合は理事会自らが指名する。

公立機関は、多くは州当局から理事の任命を受けるほか、毎年州からの予算配分を受けるなどにより、州当局との 関わりを持っている。

私立機関は、州政府から設置の認可を受けるが、州の監督下には置かれない。非営利・営利、また宗教関係団体との関わりの有無で分類できるが、なかには、運営資金を受けて公共サービスを提供すべく州政府の設置認可を受けている私立学校もある。

#### 参考:

- o Eckel, P.D. & King, J.E. (2004) *An Overview of Higher Education in the United States: Diversity, Access, and the Role of the Marketplace*, Washington DC: American Council on Education, Available:
  - http://www.acenet.edu/news-room/Documents/Overview-of-Higher-Education-in-the-United-States-Diversity-Access-a nd-the-Role-of-the-Marketplace-2004.pdf [11 Mar 2015] pp.1-2
- o International Affairs Office (2008) Organization of U.S. Education: Tertiary Institutions, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/postsec-inst.doc [30 Mar 2015]
- U.S. Department of Education (2015) Types of Schools, Available:
   https://studentaid.ed.gov/prepare-for-college/choosing-schools/types#career-schools [24 Feb 2015]

#### <u>高等教育機関数</u>

	公立	私立(非営利)	私立(営利)	計	私立の比率(%)
4 年制	706	1,645	827	3,178	77.8
2 年制	1,038	172	1,071	2,281	54.5
2 年未満	267	86	1,707	2,060	87.0
計	2,011	1,903	3,605	7,519	73.3

2013年度、米国内の教育機関のみを対象

#### 出典:

o National Center for Education Statistics (2015) IPEDS Data Center, Available: https://nces.ed.gov/ipeds/datacenter/ [11 Mar 2015]

#### 学生数

	公立	私立(非営利)	私立(営利)	計	私立の比率(%)
4 年制	8,078,482	3,936,065	1,310,203	13,324,750	39.4
2 年制	6,608,918	41,119	370,801	7,020,838	5.9
2年未満	56,727	11,901	255,486	324,114	82.5
計	14,744,127	3,989,085	1,936,490	20,669,702	28.7

2013年度秋期、フルタイムとパートタイムの総数、推計、米国内の教育機関のみを対象

#### 出典:

National Center for Education Statistics (2015) IPEDS Data Center, Available: https://nces.ed.gov/ipeds/datacenter/ [11
 Mar 2015]

#### 全学生に占めるフルタイム学生の割合

	公立	私立(非営利)	私立(営利)	全体
4 年制	73.4	75.4	62.5	72.9
2 年制	39.2	78.4	89.5	42.1
2 年未満	51.6	89.8	82.7	77.6
全体	58.0	75.5	70.3	62.5

単位は%、2013年度秋期、米国内の教育機関のみを対象

## 出典:

National Center for Education Statistics (2015) IPEDS Data Center, Available: https://nces.ed.gov/ipeds/datacenter/ [11
 Mar 2015]

#### 教職員数(パートタイム/フルタイムの合計)

	公立	私立(非営利) 私立(営利)		計
4 年制	1,588,783	1,081,221	166,464	2,836,468
2 年制	647,059	7,846	57,827	712,732
2 年未満	12,819	1,922	37,940	52,681
計	2,248,661	1,090,989	262,231	3,601,881

2013年度秋期、米国内の教育機関のみを対象

#### 出典:

National Center for Education Statistics (2015) IPEDS Data Center, Available: https://nces.ed.gov/ipeds/datacenter/ [11
 Mar 2015]

# 4. 入学者選考の概要

米国での高等教育進学における入学者選考は、入学希望者すべての入学を認めるオープンアクセス型の教育機関から、厳しい選抜を課す競争率の高い教育機関まで多岐にわたる。選考を実施する教育機関では、ハイスクールでの学習課題への対応状況、GPA(Grade Point Average)制度、学年順位、入学試験の点数等の定型的な基準に加え、指導力、創造力、社会奉仕活動のような学習面以外の裁量的な観点にもとづき入学許可の決定を行う。選考条件が厳しい教育機関での入学許可決定プロセスは非常に複雑であり、極めて多くの要素が考慮される。米国には全国一律の中等教育カリキュラムやハイスクールの卒業試験がないため、教育機関によっては民間で実施されるSAT(Scholastic Assessment Test)やACT(American College Test)という2つの入学適性テストを活用している大学もある。

#### 参考:

o Eckel, P.D. & King, J.E. (2004) *An Overview of Higher Education in the United States: Diversity, Access, and the Role of the Marketplace,* Washington DC: American Council on Education, Available:

http://www.acenet.edu/news-room/Documents/Overview-of-Higher-Education-in-the-United-States-Diversity-Access-and-the-Role-of-the-Marketplace-2004.pdf [11 Mar 2015] p. 8

# 5. 高等教育資格

#### 非学位資格

高等教育レベルの非学位資格は、職業専門学校と一部の学位授与機関で行われる学位未満の学修を証明するものとして授与される。非学位資格は下記のように分類される。

#### 修了証(Certificate)

修了証は、通常、1年間もしくはそれ未満の教育課程の修了者に授与される。課程によっては、これ以上の学修期間であることもある。地域の職業訓練校以外に、2年制大学の職業教育課程や4年制大学のエクステンション課程でも提供される。修了証の中には大学院レベルの課程修了を証明するものもある。

全米教育統計センター(National Center for Education Statistics: NCES)は、教育課程の期間によって修了証を3種類に分類している。

- ✓ 1年未満の学修で得られる修了証は、「1学事年(2セメスターもしくは3学期)未満に設定された、あるいは 30セメスター(学期)単位、45クウォーター単位、900コンタクト時間未満で修了できるように設計された、 高等教育レベルの課程を修了することが求められる資格」(National Center for Education Statistics, 2012)とされる。
- ✓ 1年以上2年未満の学修で得られる修了証は、「フルタイムで1学事年以上2年未満に設定された、あるいは 30以上60未満セメスター(学期)単位、45以上90未満クウォーター単位、900以上1,800コンタクト時間 未満で修了できるように設計された、高等教育レベル(学士号未満)の課程を修了することが求められる資格」 とされる。

11

▼ 2年以上4年未満の学修で得られる修了証は、「フルタイムで1学事年以上2年未満に設定された、あるいは 60以上120未満セメスター(学期)単位、90以上180未満クウォーター単位、1,800以上3,600コンタク ト時間未満で修了できるように設計された、高等教育レベル(学士号未満)の課程を修了することが求められ る資格」とされる。

#### 認定証(Certification)

認定証は修了証とは異なる資格で、特定の知識、技能、または工程について、定められたレベルでの習得を認めるもの。認定のための教育課程は必ずしも存在せず、企業や業界団体による認定試験を経て授与されることが多い。1 度認定された後も、更新の必要がある場合が多い。

#### 免許(License)

免許は法的効力を伴う許可証で、政府系機関によって、特定の規制がかけられている作業や職業に従事することが認められる。通常、指定された教育課程または試験を受けることで、免許付与者が定める要件を充足した場合に与えられる。免許の保持には、更新のための要件が課されることもある。

#### <u>職業資格《修士レベル》(Intermediate Graduate Qualification)</u>

米国の高等教育制度においては、修士以上の学修・研究経験を示すものの研究博士レベルの学位には相当しない資格がある。これらの資格の多くは専門職分野において授与されるもので、上級の職能資格と同等の教育レベルを示すものである。

#### 学位

学位授与権を持つ高等教育機関によって授与される学位には下記の種類がある。

#### 準学士(Associate Degree)

準学士は、教養教育や職業教育訓練を対象として授与される。職業教育訓練のなかでは、最上位の資格として位置づけられている。コミュニティー・カレッジなどの2年制大学と一部の4年制大学が準学士を授与している。また準学士は、職業分野のコースでは最高の資格であるが、4年制大学での学士号取得を目指すための準備段階と位置づけている学生もいる。学生は特定の条件のもと、準学士課程において取得した単位を互換して4年制大学の学士課程に編入することができる。こうした単位互換は一般に大学間で交わされる編入学協定(articulation agreement)に基づいて行われる。

全米教育統計センター(National Center for Education Statistics: NCES)によれば、準学士とは、「フルタイム2年以上4年未満相当学修を修了した者に授与される資格」(NCES, 2015)と定義される。準学士は修了証や免許とは異なり、高等教育の学位と認められている。

教養教育課程で授与される準学士の多くは、Associate of Arts(AA)または Associate of Science(AS)である。 Associate of Applied Science(AAS)は、上記 2 つの準学士号よりも職業教育色が強いが、学士課程の編入が広く認められている。一方、Associate of Occupational Science(AOS)はそれほど一般的ではなく、最も職業教育の内容が強い学位となっている。AOS による学士課程への編入はほとんど認められない。



#### 学士(Bachelor's Degree)

学士取得には、フルタイムで4年間の課程修了が必要である。ただし、工学、建築学等、専攻分野によっては学士取得に4年以上を要することもある。全米教育統計センターによれば、学士とは、「通常フルタイム換算で4年以上5年未満相当の大学レベルの学修を必要とする資格。(中略)通常4年間の学修を3年間で修了したものも学士号とする」(NCES, 2015)と定義される。

学士課程では学問を広範かつ深淵に学ぶことが求められる。学生は、各科目の基礎知識を学ぶべく教養科目を履修するとともに、一つ以上の専攻(major)について学ぶ。

アメリカの教育者や雇用主は、学士取得者が上級学位コースへの進学能力、あるいは新入社員レベルの仕事がこなせる能力を身につけているべきと考えている。学生は、進学するか就職するかに関わらず、各専攻分野の基本的事項を理解するとともに、当該専攻のみでは習得できない語学やIT、コンピュータ技術等の技能を身につけていることが求められる。これらの知識や技能は高等教育段階で習得されるべきものであり、習得にあたっては、これらの知識や技能が専攻での学習を補完するものとなるよう、学士課程が設計される必要がある。

学士号の名称の大半は、Bachelor of Arts(BA/AB)または Bachelor of Science(BS/SB)であるが、その他にも多くの名称がある。

優等学士(honors bachelor)を授与する大学もあるが、この学位取得のためには特定の入学条件を満たして入学し、在学中に主体的な学習の率先した履行あるいは特別なカリキュラムの履修が必要なほか、卒業論文や特別課題が課される。

多くの大学では、学生に学士号の取得直後もしくは一定期間後に修了証(certificate または diploma)を提供するプログラム(履修証明制度)を設けている。学士取得後1年以内に修了証を取得することが求められ、通常は学位課程の一部となっている。

#### 修士(Master's Degree)

修士は、米国の高等教育学位で第2段階目にあたるとともに大学院段階の最初の学位に位置づけられている。 通常、修士の取得には2年を要するが、プログラムの構造、在籍身分(フルタイム/パートタイム)、学位の取得 要件や学生の既習歴により履修期間は2年より長くも短くもなる。

修士号で一般的なものは、Master of Arts(MA/AM)または Master of Science(MS/SM)であるが、特に専門職の分野では他にも多くの名称がある。

学術分野で授与される修士は一般に研究学位(research degree)と呼ばれ、学生は主専攻・副専攻それぞれのテーマで大学院レベルの科目やゼミを履修し、試験を通過し、教員の指導のもとで修士論文を作成し発表することが求められる。

専門職分野で授与される修士号の種類には、例えば工学修士のように研究の学位として位置づけられるものもあれば、MBAのような高度で専門的な職業分野での就労にあたり高い能力を備えることを目的としたものもある。

#### 博士(Doctoral Degree)

研究博士(research doctorate)、博士(Doctor of Philosophy: Ph.D.)、もしくはこれらに相当する称号は、米国の教育制度における最高の学位を意味する。米国の博士課程は、指導に基づき先端研究を行うよう構築されている。博士課程への入学者は、大学院レベルの学習課題をこなすとともに、そのレベルに相応しいゼミや学会への出席を求められる。学生は、これらの要件を十分に満たした上で(通常は平均でAの評定を得ることが求められる)、主研究領域とそれに関連する複数の副研究領域についての総合的な学力や能力を審査する記述試験を通過しなければならない。学生は試験に合格し教員の推薦を得て博士号の候補生となれる。

博士号の候補生は、指導教員と博士論文審査委員会を指名する。指導教員と同委員会は、博士論文作成に係る研究計画書を承認するとともに、論文の作成にあたって助言を与えることができる。候補生と指導教員の両者が、研究が完了し論文が完成したものと判断した後、候補生は公開の口頭試問を受けることになる。口頭試問終了後、博士論文審査委員会は、博士号授与の可否について採決をとり、採決を通った場合は博士号を授与するとともに、当該論文に署名をする。なお、署名された論文は、印刷や電子化などを通じて学術界に公表されることとなる。

#### 第一専門職学位(First-Professional Degree)

第一専門職学位とは、専門分野における技能資格を表すものであり、入学要件として特定の学部課程修了もしくは学位取得を求められる。専門職の課程は、米国の制度において大学院レベルの課程とみなされている。専門職学位の取得にあたり、次のすべての基準を満たして課程を修了することが要件となる。(1)当該専門分野で就業するにあたって求められる学術的能力を修めていること。(2)専門職課程への入学前に最低2年間の学部課程を履修していること。(3)入学前の学部課程と専門職課程での履修を合計して6年間の大学の課程を履修していること。なお、専門職学位は、カイロプラクティック、医学、法学、神学等、10分野で取得することができる。

#### Degree Qualifications Profile (DQP)

注:世界の国々の中には資格枠組みという制度を用いて、国内の資格や学位取得者の標準的なコンピテンス(学習成果と呼ばれる)を定め、レベル分けをしているところも多い。アメリカ合衆国では国家の資格枠組みは存在しないが、学位において学習成果を設定する DQP というプロジェクトが始動している。

全米学習成果アセスメント研究所\*(NILOA)、エビデンスに基く改革研究所\*(IEBC)とルミナ財団\*は、準学士・学士・修士のそれぞれの学位保持者が持つべき知識や技能をまとめた Degree Qualifications Profile(DQP)を開発し公表している。DQPでは学位の段階毎に"proficiency"と呼ばれる、その学位を授与されるものが分野を問わず当然に持つべき学習成果を5つの領域別に定める。これをベンチマークとして、各高等教育機関がプログラムの改善を進めることがDQP策定の狙いである。この任意の取組みはすでに400以上の高等教育機関で利用され、その結果はDQPのウェブサイト(Lumina Foundation, 2015)上で共有されている。

#### <DQP の 5 領域>

- 。専門の知識―専門的な用語、理論、方法、ツール、文献、複雑な課題や実践、限界の認識などに関する能力
- 。 広範で汎用的な知識一分野を越えた概念や方法の発見、結合、および実践
- 。 高度な技能―特定分野の領域を越える力
- 。実践と共同学習―知識をもとにした実践
- 。社会的学習―知識を活かし責任を伴った社会への参画



NILOA: National Institute for Learning Outcomes Assessment

教育機関などが学生の学習成果の測定を行う際の支援をするため、2008年に設立された研究所。教育機関やプログラムが学部教育の向上のために測定データを効果的に活用し、あわせて政策立案者や学生の家族らと共有するための方策を検討し普及させることを目的としている

IEBC: Institute for Evidence-based Change

教育関係者による決断や学生の卒業後の成功のためのデータや情報の活用を支援するための非営利団体

#### ルミナ財団

米国の高等教育の発展に特化した国内最大規模の私立財団。高等教育への進学と卒業後の成功への途を開くために学生の能力支援を行っており、2025 年までに国民の 60%が質の伴う学位や資格を得ていることを目標にしている

#### 参考:

- Eckel, P.D. & King, J.E. (2004) An Overview of Higher Education in the United States: Diversity, Access, and the Role of the Marketplace, Washington DC: American Council on Education, Available:
   http://www.acenet.edu/news-room/Documents/Overview-of-Higher-Education-in-the-United-States-Diversity-Access-a nd-the-Role-of-the-Marketplace-2004.pdf [11 Mar 2015] p. 9
- o International Affairs Office (2008a) Structure of the U.S. Education System: Associate Degrees, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/associate.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008b) Structure of the U.S. Education System: Bachelor's Degrees, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/bachelor.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008c) Structure of the U.S. Education System: First-Professional Degrees, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/professional.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008d) Structure of the U.S. Education System: Intermediate Graduate Qualifications, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/grad.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008e) Structure of the U.S. Education System: Master's Degrees, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/master.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008f) Structure of the U.S. Education System: Research Doctorate Degrees, U.S.

  Department of Education, Available: www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/doctorate.doc [30 Mar 2015]
- o Lumina Foundation (2015) Degree Qualifications Profile http://degreeprofile.org/last accessed on 18 Mar 2015
- National Center for Education Statistics (2012) Defining and Reporting Subbaccalaureate Certificates in IPEDS,
   Available: http://nces.ed.gov/pubs2012/2012835/index.asp [30 Mar 2015]
- National Center for Education Statistics (2015) Integrated Postsecondary Education Data System: Glossary, Available: http://nces.ed.gov/ipeds/glossary/ [30 Mar 2015]

# 6. 高等教育に対する連邦政府・州政府の権限

公立・私立の高等教育機関とも、初等・中等教育機関と比べて高い自主性・自律性を有している。しかしながら、 州政府は、州内の教育機関に対して調査や調整に係る権限を行使し、その設置認可を行い、様々な資格・学位の基 準や質についての規制を行うとともに、公立教育機関の運営にあたっては様々な管理監督の権限を有している。

連邦政府は、国内の教育に対して直接の権限を有していない。アメリカ合衆国憲法には教育全体に対する責務について言及がないため、連邦政府の役割はごく限られたものとなっており、教育を担当する連邦レベルの省庁も長らく設置されなかった。1980年になって、ようやく連邦教育省(U.S. Department of Education: USDE) が設置されている。

連邦政府の役割は、次の事項に限定されている。

- 全米規模の教育政策・改革の推進について指導力を発揮する
- 議会により認可された連邦政府支援事業の運営を行う
- 連邦公民権に係る諸法の教育関係条項を実施する
- 教育に係る国家レベル・世界レベルの情報・統計を提供する
- 連邦政府の権限内で、大統領府付属機関、国務省、国土安全保障省、その他の連邦政府諸機関に対して教育に係る外交問題を処理する上での技術的・専門的な情報を提供する

また、連邦政府は、次の事項を行うことはできない。

- 高等教育機関を所有、管理または監督すること
- 高等教育機関をはじめとする教育提供者に対し、適格認定又は設置認可を行うこと
- 学術分野や専門職分野におけるカリキュラムや授業内容に係る基準を定めること
- 教員または教育の専門家を採用すること
- 学生の入学、在籍、履修、卒業・修了に係る基準を定めること
- 連邦政府の職員や軍人を除く専門的な職業や実践的な職業人に対し、基準の設定や認可、規制を行うこと
- 州や地方政府、高等教育機関の教育予算を編成し分配すること
- \* 軍事教育機関及び上級軍事教育機関等の連邦職員及びその家族を対象として設立された組織ならびに海外に駐留する米国軍人の子息の教育を目的として現地に設立された公立学校を除く。

#### 出典:

- o International Affairs Office (2008) Organization of U.S. Education: State Role II Tertiary Education, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/postsec.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008) Organization of U.S. Education: The Federal Role, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/fedrole.doc [30 Mar 2015]

# 7. 主な関係組織

#### 政府組織

- o 連邦教育省(U.S. Department of Education) [http://www.ed.gov/]
- o ホワイトハウス(White House) [https://www.whitehouse.gov/]

#### 質保証機関の協議会

o 高等教育アクレディテーション協議会 (Council for Higher Education Accreditation: CHEA) [http://www.chea.org/]

#### 教育機関の協議会

o 全米州立大学協会(American Association of State Colleges and Universities: AASCU)

対象:州政府と関わりのある州立大学など[http://www.aascu.org/]

o 米国教育協議会(American Council on Education: ACE)

全国の学位授与権を持つ高等教育機関の学長が集う[http://www.acenet.edu/Pages/default.aspx]

o 職業技術協会(Association for Career and Technical Education: ACTE)

対象:職業技術教育を行う機関[https://www.acteonline.org/]

o 全米大学・カレッジ協会(Association of American Colleges and Universities: AAC&U)

対象:リベラル教育を中心とする公立・私立の大学[http://www.aacu.org/]

o 米国大学協会(Association of American Universities: AAU)

対象:総合的研究型大学[http://www.aau.edu/]

o 公立大学・土地交付大学協会(Association of Public and Land-Grant Universities: APLU)

対象:第1次·第2次モリル法(1862/90年)に基づき設立された州立大学[http://www.aplu.org/]

o 私立大学協議会 (Council of Independent Colleges: CIC)

対象:非営利で小中規模の私立大学[http://www.cic.edu/]

o 全米私立大学協会(National Association of Independent Colleges and Universities: NAICU)

対象:教育研究を重視する私立大学[http://www.naicu.edu/]

#### 高等教育へ投資をする財団

- o ビル&メリンダ・ゲイツ財団(Bill and Mellinda Gates Foundation) [ http://www.gatesfoundation.org/]
- o カーネギー財団(Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching)
  [ http://www.carnegiefoundation.org/]
- o ルミナ財団(Lumina Foundation)[ http://www.luminafoundation.org/]
- o ティーグル財団(Teagle Foundation)[http://www.teaglefoundation.org/]

#### メディア

- o Inside Higher Ed [https://www.insidehighered.com/]
- o The Chronicle of Higher Education [http://chronicle.com/]

\*ウェブアドレスは 2015 年 4 月 20 日現在

# 8.管理運営組織と学生組織

#### 高等教育機関の管理運営

高等教育機関の組織や構造はその規模や目的により異なるが、次のような共通点も認められる。

理事会(board of trustees):多くの高等教育機関では、理事会が最高の責任を負っており、その理事は学外者から構成されることが多い。理事会は法的に機関の代理人として位置づけられており、財務の健全性を監査して保証するとともに、機関が目指す目的を達成するための戦略を定め、組織や学長の業績を評価することについての責任を負う。理事会の規模、形態、理事の選出方法については機関により様々な方法が取られている。

学長(president): 学長は理事会により任命され、経営に係る多くの管理監督権限を委ねられる。学長は、組織全般にわたるリーダーシップを発揮し、予算と財務の管理を行い、戦略を策定・実行し、説明責任や業績に係る制度を構築することについて責任を負う。ただし、学長の任務の多くは対外的なものである。学長は、高等教育機関の主張を掲げて議会など学外に支援を求めるとともに、卒業生や入学希望者との会合を催し、企業や地域団体との関係を構築するなどして、組織の顔としての役割を果たす。

教授会(faculty senate): 高等教育機関に対する主要な責任は学長にあるものの、重要事項の決定に際して、教授 陣と管理スタッフが責任を共有するという経営の制度に依存している機関が多い。これに係る主要な組織形態が教 授会である。教授会は、新規のカリキュラムや課程、学位要件、教職員の採用や業務分担に係る決定や方針に対し て勧告を行う。通常、教授会は常勤の教員が構成員となるが、学生、役職員、非常勤教員が参加することもある。

#### 学生組織

高等教育機関には、学術的活動に熱心な団体や、スポーツ、文化、宗教、社会組織に関する様々な学生団体やクラブが存在する。その他の主要な学生組織として、機関公認の学生支援団体である学生自治会がある。

### 参考:

o Eckel, P.D. & King, J.E. (2004) *An Overview of Higher Education in the United States: Diversity, Access, and the Role of the Marketplace,* Washington DC: American Council on Education, Available:

http://www.acenet.edu/news-room/Documents/Overview-of-Higher-Education-in-the-United-States-Diversity-Access-and-the-Role-of-the-Marketplace-2004.pdf [11 Mar 2015] pp.11-12

# 9. 学生納付金

学部学生(フルタイム)の平均年間授業料

設置形態	機関種別	地区内在住者	州内在住者	州外在住者
公立	合計	4,169	4,460	10,426
	4 年制	6,255	6,265	15,792
	2 年制	2,671	3,164	6,786
	2年未満	6,530	6,530	7,038
私立(非営利)	合計	23,009	23,016	23,028
	4 年制	23,983	23,985	23,989
	2 年制	12,389	12,459	12,581
	2年未満	10,508	10,508	10,508
私立(営利)	合計	14,549	14,549	14,549
	4 年制	15,001	15,001	15,001
	2 年制	13,923	13,923	13,923
	2年未満	13,755	13,755	13,755
合計		13,435	13,549	15,841

単位は米ドル、2013年度、米国内の教育機関のみを対象

#### 出典:

o National Center for Education Statistics (2015) IPEDS Data Center, Available:

https://nces.ed.gov/ipeds/datacenter/ [11 Mar 2015]

## 10. 学資援助

政府や民間による多様な学資援助プログラムは、経済上の必要性や学術上の利点などに基づいて学生を支援する ものである。学資援助には、連邦による給付型や貸与型の奨学金、税控除、州による奨学金、教育機関や民間組織 による奨学金がある。

連邦政府による学資援助とは、受給資格のある課程に入学した学生が学校(4年制・2年制の公立・私立教育機関、職業訓練学校)に通う上で必要となる費用(授業料その他諸経費、住居代・食事代、書籍教材費、交通費等)を賄うために行う経済的支援を指す。学資援助で最も一般的なものとして、給付奨学金(grant)や貸与奨学金(loan)、勤労修学制度(Federal Work Study: FWS)の3つが挙げられる。

給付奨学金とは、返済義務のない学資援助の一つである。一般的に、連邦政府の給付奨学金は学部学生が対象であり、金額は、個々人の経済的援助の必要度や在学に係る経費、在籍身分によって決まる。2015 年度の連邦政府によるペル給付奨学金(Federal Pell Grants)は最大 5,775 ドル、教育機会補助給付奨学金(Federal Supplemental Educational Opportunity Grants: FSEOG)は 100 ドル~4,000 ドルとなる。一方で、各州政府も経済援助のための給付奨学金制度を整備しているほか、大学や民間機関による奨学金も数多く存在する。

貸与奨学金とは、元本に利子を付けて返済する義務のある奨学金である。貸与奨学金は学部学生・大学院生ともに適用の対象となり、借入額は学生の在籍年限による。また、扶養している学部学生の学資とするために保護者名義で借入することができる。例えば、連邦政府が債権者となる William D. Ford 連邦直接貸与型奨学金(William D. Ford Federal Direct Loan)では、助成付貸与奨学金(Federal Subsidized Loan)は財政支援が必要な学部学生が対象で、PLUS 貸与奨学金(Direct PLUS Loan)は保護者や専門職を含む大学院生を対象としたものである。一方、Perkins 貸与奨学金(Federal Perkins Loan)は、財政支援が必要な学生に対して教育機関が債権者となる奨学金である。

勤労修学制度(Federal Work-Study)とは、学資を稼ぐことを目的とする学生に対し、在学中の就業を許可するものである。

米国は、連邦政府が研究機会を提供したり、交流プログラムを実施するという限られた場合を除き、米国に市民権を持たない学生への援助は行わないこととなっている。したがって、学位や資格の取得のために渡米する学生は、教育等にかかる経費を自国あるいは民間からの支援に頼るか、自己資金で賄うこととなる。

#### 参考:

o The office of Federal Student Aid (2015) Federal Student Aid, Available: https://studentaid.ed.gov/ [30 Mar 2015]

# 11. 高等教育関係法令

米国の教育制度は、大きな枠組みをなす法律に基づいて構築されているものではない。代わりに、国内には連邦法・州法・地域法をはじめ裁判所の判決・規則が多岐にわたって存在しており、米国の教育制度が多様で分権的に発達している。さらに、高等教育機関は独自の規則や方針を持っているが、各機関の権限事項には法的裏付けがあることが多い(II-1「高等教育の沿革」も参照)。

なお、米国には高等教育法(Higher Education Act of 1965)という法律が存在するが、これは日本における学校教育法のように国の教育制度を定義するものではない。米国の高等教育法は1965年に、所得や居住地に関わらず高等教育を国民に提供するため、学生や教育機関に対して公的資金による援助を行うために制定されたものである。その後、今日までに9度の改正(再授権)が行われ、その都度援助の内容や対象に関する取り決めが追加・変更されている。最近では2008年に「高等教育機会法」という法案として改正が行われた。

#### 参考:

- Bawn, S., Kurose, C., and McPherson, M. (2013) An Overview of American Higher Education, Available: http://www.princeton.edu/futureofchildren/publications/docs/23\_01\_02.pdf [24 Mar 2015], p. 19
- International Affairs Office (2008) General Information Resources About Education in the United States, U.S.
   Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/generalinfo.doc
   [30 Mar 2015]
- o *The Chronicle of Higher Education* (2013) What You Need to Know About Reauthorization, 19 Sep 2013, Available: http://chronicle.com/article/What-You-Need-to-Know-About/141697/ [22 Apr 2015]

# Ⅲ. 質保証制度

# 1. 高等教育質保証の沿革

#### 地域アクレディテーション

米国の地域アクレディテーションは、1885年のニューイングランド協会(New England Association of Schools and Colleges: NEASC)の設立に端を発する。ここから 10年の間に、さらに3つの機関が中部大西洋岸、中西部、南部にそれぞれ設立された。これらの地域協会は、各地域に属する教育機関による会員制組織であり、中等教育機関と大学が会員となった。北西部協会と西部協会は、それぞれ1917年と1962年になって設立された。

設立当初は、増加する高等教育機関と進学希望者に対応するため、中等教育と高等教育の入学担当者間交流と大学進学のために必要な学力に関する基準策定を目的としていた。また、編入学による大学間移動を促進するために、大学同士の交流も期待された。こうした動きは協会への入会基準を定めることで、各加盟大学は会員である高校からの出願者のみを受け付けるようになった。

1905年に、北中部(現在の中西部)協会が初めて中等教育機関のアクレディテーションを行った。その後、アクレディテーションの対象は大学にも広がり、1909年までには基準が決められ、1913年にはアクレディテーションを受けた学校リストが初めて作られた。この制度によって、高校から大学への進学のほか、大学間移動の際の単位認定の根拠にもなった。しかし、地域によってアクレディテーションの開始時期は様々であり、西部大学協会は1948年、ニューイングランド協会は1952年にようやく審査を開始した。

一方、地域のアクレディテーション機関は、定量的なデータだけでなく、次第に各大学の質に着目した提言を行うようになった。さらに、第二次世界大戦後の高等教育の多様化の中、基準や審査手順の見直しを繰り返しながら 現在の形に発展している。

# 専門アクレディテーション

専門分野のプログラムアクレディテーションも、地域アクレディテーションと同じく 20 世紀初頭に始まった。しかし、入学者の学力担保が目的であった地域アクレディテーションとは異なり、専門アクレディテーションの狙いは卒業生の習得能力担保にあった。

1876-1903 年の間にわたり、米国で初めて分野内で合意した基準を充たす大学のリストを作るために動いたのは 医学教育機関であった。しかし、1905 年に米国医学協会(AMA)が組織した医学教育委員会により、独自の 10 段 階評価制度が作られ、1907 年には訪問調査の結果をもとにした認定校リストが発表された。これが、米国の専門分野アクレディテーションの基本形一評価の基準を作るのは教育機関ではなく実務者という形一となった。

法学分野は、1900年から法曹教育プログラムを対象にした訪問調査や基準作りがはじまったが、1921年以降は米国法律協会(American Bar Association)が主導している。1930年までには、歯学、建築学、図書館学、音楽、看護学、教員養成、ビジネス分野などでも同様の取組みが始められた。そして、1951年までに22の専門アクレディテーション機関が連邦政府によって設立された。その数は1982年には47となり、2014年現在は68まで増加している(次項参照)。

#### 政府と質保証の関係

各州政府が高等教育機関の主な責任主体であるため、連邦政府と高等教育との間には従来より一定の距離が存在する。それでも、第二次世界大戦後の高等教育の拡大の中で、連邦政府は学生への経済支援という形で、高等教育界への影響を拡大してきている。1952年、連邦政府が独自の基準によってアクレディテーション機関を認定するという仕組みが導入された。1965年に成立した高等教育法(Higher Education Act)は、連邦政府が何らかの方法で資金援助の受給資格がある高等教育機関を判別すると定めており、ここにアクレディテーションは資金配分に際し受給資格の判断要素としての機能を持つこととなった。つまり、連邦政府は(1)設置された州による認可を受け、(2)国が認定したアクレディテーション機関による適格認定を受けている教育機関は、質が保証されているとみなし支援対象とするようになった。1992年に改正された高等教育法で、連邦教育省の認可を受けるためにアクレディテーション機関が持つべき評価基準がはじめて定められ、現在に至っている。

#### CHEA

米国では、アクレディテーションの制度を計画的に構築してこなかったため、多くの重複や予期せぬ困難が生じた。こうした状況を受け、全国規模でのアクレディテーションの実施・管理の取組みが試行錯誤されてきた。そのひとつが中等後教育アクレディテーション審議会(Council on Postsecondary Accreditation: COPA)の設立で、COPAによりアクレディテーション機関を認定するプロセスが定められた。COPA解散後の1993年には、アクレディテーションについて全米規模での連絡調整を行う必要性を検討するために、機関別アクレディテーションに関する全米政策委員会(National Policy Board on Institutional Accreditation: NPB)が設立された。この委員会が設置した作業部会により、アクレディテーション機関相互の連絡調整を行うための新たな組織の創設が立案され、1996年の高等教育アクレディテーション協議会(Council for Higher Education Accreditation: CHEA)の創設に至った(詳しくは3-2を参照)。

#### まとめ

このように、高等教育機関のアクレディテーションによる自助努力、州政府による設置認可時の審査および連邦 政府による支援事業を通じた間接的な審査によって、今日の米国高等教育の質保証は成り立っている。なお、アク レディテーション機関、連邦政府、州政府を総称して"triad"と呼ばれることがある。

#### 参考:

- o Altbach, P.G., Gumport, P.J. and Berdahl, R.O. (1998) *American Higher Education in the Twenty-first Century*, Baltimore: John Hopkins University Press, pp.39-43, 57, 64
- Ewell, P.T. (2008) U.S. Accreditation and the Future of Quality Assurance: A Tenth Anniversary Report from the Council for Higher Education Accreditation, Washington D.C.: Council for Higher Education Accreditation, pp.17-21, 28, 48
- o The Commission Appointed by Secretary of Education Margaret Spellings (2006) A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education, Available: http://www2.ed.gov/about/bdscomm/list/hiedfuture/reports/final-report.pdf [30 Mar 2015] p. ix
- o EI-Khawas (2001) *Accreditation in the USA: origins, developments and future prospects*, Available: http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001292/129295e.pdf [30 Mar 2015] pp. 27-37, 121-4

# 2. 質保証制度の概略

米国の高等教育制度は世界で最も多様であり、質の審査もまた多岐にわたる。多くの国々とは異なり、米国には、質の基準を一元的に管理する全米規模の組織は存在しない。代わりに公的な質保証は"triad"(アクレディテーション

機関、連邦政府、州政府)によって実施されている。さらに、教育機関によっては自らの教育プログラムの自主的な評価を NGO や営利組織に委託しているところもある。

#### 第三者評価

第三者評価とは、高等教育機関や教育プログラムの質を測定し評価するため、第三者の組織により実施される審査活動を指す。第三者評価の形式は、アクレディテーションや連邦政府による情報収集、あるいは州政府による住民への説明目的や設置認可目的の評価、さらには各種組織の調査に基づくランキングまで、多様な審査が行われている。

第三者評価の目的も多岐にわたっており、以下の点が含まれる。

- 高等教育機関が説明責任を果たせるよう支援すること
- 高等教育機関が特定の設置認可に係る要件に適合していることを保証すること
- 学位や資格を授与する高等教育機関としての適格性を証明すること
- 高等教育機関や教育プログラムが公的資金の受給資格があることを保証すること
- 財務や管理監督に係る最低限の基準を高等教育機関に遵守させること
- 消費者が教育に係る決定を行う際の判断材料となる情報を提供すること
- 高等教育機関や教育プログラムに係る質の改善を図ること

#### 内部質保証

長年にわたり、内部質保証は高等教育における文化の一つであった。伝統的な評価方法として、テニュアや昇任 に係る審査、研究に係るピアレビュー、学生による評価、教育プログラム審査等が挙げられる。理事会は内部質保 証においても重要な役割を果たしている。

#### 参考:

Council for Higher Education Accreditation (2007) CHEA Almanac of External Quality Review 2007, Washington D.C.: CHEA, p. 3

# 補足:学習成果とその測定

近年、米国では高等教育の質保証の要素として学習成果が取り上げられるようになった。教育カリキュラムによって学生が身につけた能力を客観的に測定するための工夫を各教育機関は行っているが、背景にはアクレディテーション機関がこうした取り組みを求めていることも関わっている。

多くのアクレディテーション機関では、各教育機関に対して学習成果の測定を評価基準を通じて求めている。例 えば、学習成果を教育機関、教育課程、科目毎に設定しているか、あるいは成果測定のために質・量の両面から様々 な手法を取り入れているか、などが評価の際に問われる。

一方、連邦教育省や高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)がアクレディテーション機関を認定する際も、 学習成果に関する基準が設定されている(III-3-2「アクレディテーション機関の認定」参照)。すなわち、各アクレディテーション機関は学習成果を考慮した評価基準の策定が求められる。 教育機関が学生の学習成果を測定する手法は多様であるが、例えば下記のものが考えられる(Kuh et al., 2014)。

- 。入学してくる学生への試験(例:ACCUPLACER、COMPASS)
- 。全国的な調査(例:NSSE、CCSSE、UCUES、CIRP)
- 。一般知識・技能の検査(例:CLA、CAAP、ETS PP)
- 。 クラス単位のパフォーマンス測定(例:シミュレーション、理解度テスト、口頭試問)
- 。外部でのパフォーマンス測定(例:インターンシップ)
- 。ポートフォリオ
- 。最終プロジェクト(例:卒業論文)、課題、経験の評価
- 。 ルーブリック
- 。卒業生への調査、フォーカスグループ、面談
- 。 雇用者への調査、フォーカスグループ、面談

また、全米大学・カレッジ協会(AAC&U)では「学士課程教育における学習の効果的な測定に関するプロジェクト (VALUE Project)」により、e-ポートフォリオとの併用を前提としたルーブリックを作成した。このルーブリック は下記の 16 領域から構成され、各領域で典型的に見られる特徴や特性がまとめられている。

探求と分析、批判的思考、創造力、文章構成力、口頭伝達力、読解力、量的リテラシー、情報リテラシー、チーム ワーク、問題解決、社会調和(地域とグローバル)、文化横断知識とコンピテンス、倫理的思考、生涯学習のための 基礎、グローバルな学習、好奇心をもとにした学習

教育機関による学習成果測定支援のため、高等教育アクレディテーション協議会(CHEA)では 2005 年以来、学生の学習成果に関して優れた取組みを取り上げる CHEA Award を設定し表彰してきている。①機関、課程、または専攻独自の成果基準の設定、②成果測定のためのエビデンスの収集、③期待される成果と実際の結果の学外への公表、④結果に基いた組織のさらなる改善、の 4 つの観点から毎年受賞組織が選ばれている。

ACCUPLACER: 高等教育進学者を対象とした数学、リーディング、ライティングのコンピュータで行う試験、COMPASS: 高等教育進学者を対象に ACT が実施するコンピュータで行う試験

NSSE: National Survey of Student Engagement、CCSSE: Community College Survey of Student Engagement、UCUES:
University of California undergraduate Experience Survey、CIRP: Cooperative Institutional Research Program、CLA: Collegiate
Learning Assessment、CAAP: Collegiate Assessment of Academic Proficiency、ETS PP: ETS Proficiency Profile

#### 参考:

- Accrediting Commission for Community and Junior Colleges (2014) Accreditation Standards, Available:
   http://www.accjc.org/wp-content/uploads/2014/07/Accreditation\_Standards\_Adopted\_June\_2014.pdf [1 Apr 2015]
- ACT, Inc. (2015) ACT Compass Overview, Available: http://www.act.org/products/higher-education-act-compass/ [22
   Apr 2015]
- o Association of American Colleges & Universities (2015) VALUE Rubrics, Available: https://www.aacu.org/value-rubrics [1 Apr 2015]

- Commission on Colleges (2011) The Principles of Accreditation: Foundations for Quality Enhancement, Decatur:
   Southern Association of Colleges and Schools. Available: http://www.sacscoc.org/pdf/2012PrinciplesOfAcreditation.pdf
   [1 Apr 2015],
- Commission on Institutions of Higher Education (2015) Standards (Effective July 1, 2011), Available:
   https://cihe.neasc.org/standard-policies/standards-accreditation/standards-effective-july-1-2011 [1 Apr 2015]
- Council for Higher Education Accreditation (2014) Effective Institutional Practice in Student Learning Outcomes: CHEA Award Recipients, Available: http://www.chea.org/chea%20award/CHEA\_Awards\_All.html [6 Apr 2015]
- o Kuh, G.D., Jankowski, N., Ikenberry, S.O. and Kinzle, J. (2014) *Knowing What Students Know and Can Do: The Current State of Student Learning Outcomes Assessment in U.S. Colleges and Universities*, Champaign: National Institute for Learning Outcomes Assessment, Available:
  - http://www.learningoutcomeassessment.org/documents/2013%20Survey%20Report%20Final.pdf [1 Apr 2015], p. 40
- Higher Learning Commission (2015) The Criteria for Accreditation and Core Components, Available:
   https://www.ncahlc.org/Criteria-Eligibility-and-Candidacy/criteria-and-core-components.html [1 Apr 2015]
- Middle States Commission on Higher Education (2014) Standards for Accreditation and Requirements of Affiliation, 13<sup>th</sup>
   ed., Philadelphia: Middle States Commission on Higher Education, Available:
   http://www.msche.org/documents/RevisedStandardsFINAL.pdf [1 Apr 2015]
- Northwest Commission on Colleges and Universities (2010) Standards for Accreditation, Available:
   http://www.nwccu.org/Pubs%20Forms%20and%20Updates/Publications/Standards%20for%20Accreditation.pdf [1 Apr 2015]
- Senior College and University Commission (2013) 2013 Handbook of Accreditation, Available: www.wascsenior.org/content/2013-handbook-accreditation [1 Apr 2015]
- o The College Board (2015) ACCUPLACER, Available: https://accuplacer.collegeboard.org/ [22 Apr 2015]
- 森 (2012) アメリカにおける学習成果重視政策議論のインパクト, In: 深堀 (ed.), 学習成果アセスメントのインパクトに関する総合的研究(研究成果報告書), Available: http://www.nier.go.jp/koutou/seika/rpt\_01/pdf/09\_chapter\_5.pdf [1 Apr 2015], pp. 106-117

# 3. 質保証制度の種類

米国の質保証の仕組みの中でも、下記の制度について説明する。

- アクレディテーション
- アクレディテーション機関の認定
- 連邦政府による教育機関の管理監督
- 州政府による教育機関の質に係る審査
- 州政府による設置認可

#### 3-1. アクレディテーション

アクレディテーション(accreditation)とは、質の保証・改善を目的として高等教育機関や教育プログラムの審査 を行うために実施される第三者評価方法の1つである。 連邦政府や州政府はいずれも、アクレディテーションにより保証される教育の質は信頼に足るものであると考えている。例えば連邦政府では、高等教育機関や教育プログラムの質が保証された場合、助成金や学生への学資援助の提供を行っている。また、州政府の多くは、高等教育機関や教育プログラムの設置時にはアクレディテーションによる適格認定を受けていなくても設置を認めるが、認可の後に当該機関や在学生に対する州の補助金供出や設置認可の更新の際には、適格認定を求めるようになっている。

#### <u>地域アクレディテーションの基礎となる信条・価値</u>

米国の地域アクレディテーションは、次のとおり伝統的な信条と価値に基づいている。

- 高等教育機関は学問の質について第一の責任を負う。高等教育機関は学術の先導者であり権威の源でもある
- 高等教育機関の使命は、学問の質を判断する上で中心的な要素となる
- 高等教育機関の自律性は、学問の質を保ち、向上させるのに不可欠な要素である
- 高等教育機関の使命・目的の多様性と個性化が高等教育と米国社会を発展させる

#### アクレディテーションの役割

- 質保証: アクレディテーションは、高等教育機関や教育プログラムが学生や社会一般に対してそれらの質を保証するための主要な手段である。アクレディテーションを通じた適格認定は、学生や社会一般に対して、教員、カリキュラム、学生サービス、図書館等に係る最低基準を満たしていることを示すことになるとともに、機関やプログラムの財務の健全性を証明するものともなる
- 連邦資金・州資金の受給: 連邦教育省の認定を受けたアクレディテーション機関による適格認定は、学資援助や他の支援事業等、連邦資金の受給を受ける上で不可欠なものである。学生が連邦政府による学資援助を受けるためには、学生が属する教育機関やプログラムがアクレディテーション機関から適格認定を受けていることが求められる。また、高等教育機関や学生へ州から助成がなされるかどうかは、適格認定の有無に左右される
- 民間に対する信用保証:高等教育機関や教育プログラムの適格認定の有無は、雇用者が就職希望者の資格を審査 したり、継続教育を受けることを望む従業員に対する授業料援助の可否決定の際に重要な役割を果たす。個人や 私立財団においても、寄付等を行うかどうかの決定に際して適格認定の有無が判断の根拠として用いられている
- 編入学の円滑化: アクレディテーションは、学生が単位認定や編入学を通じ教育機関間をスムーズに移動する上で重要な役割を持っている。編入先の機関は、学生が移行を希望する単位がアクレディテーションによる適格認定を受けた教育機関で取得されたものかどうかに着目する。アクレディテーションは、編入先の機関が考慮する要素の1つに過ぎないものの、慎重に検討されるものであって、質に係る重要な指標とみなされている

#### <u>アクレディテーション機関の種類と数</u>

2014 年 10 月現在、米国には高等教育アクレディテーション協議会(Council for Higher Education Accreditation: CHEA)もしくは連邦教育省(US Department of Education: USDE)から認定(recognize)されたアクレディテーション機関が 86 あり、次のように分類できる。

- 1)機関別 (institutional) アクレディテーション機関
  - 地域アクレディテーション機関(regional accrediting organization)

対象:公立・私立の非営利の教育機関 機関数:7(6つの地理的領域に位置する) • 全米規模の宗教関連アクレディテーション機関(national faith-based accrediting organization)

対象:全米規模の宗教関連の教育機関

機関数:4

● 全米規模の職業関連アクレディテーション機関(national career-related accrediting organization)

対象:職業関連教育を専門とする営利教育機関

機関数:7

2)専門(programmatic)アクレディテーション機関

• 専門アクレディテーション機関(programmatic or specialized accrediting organization)

対象:教育機関で開設されるそれぞれの教育プログラム(例:法学、医学、工学、保健学)

機関数: 68

アクレディテーション機関は、アクレディテーションを実施する高等教育機関や教育プログラムに対して、また社会一般や政府に対して説明責任を負っている。社会一般や政府は高等教育に対して多額の支出を行い、その質に期待しているからである。アクレディテーション機関は、定期的に自己評価を実施するとともに、連邦教育省または CHEA による認定(recognition)と呼ばれる定期的な外部審査を受ける。(アクレディテーション機関の認定については、III-3-2「アクレディテーション機関の認定」参照)

### 周期

アクレディテーション機関により審査の周期は様々である。包括的審査を3年ごとに行う機関もあれば、5年ごとに実施する機関もある。また、10年ごとに包括的な審査を行うとともに、周期途中で特定の領域に的を絞った中間審査を行うところもある。

#### <u>基準・ポリシー</u>

アクレディテーション機関は、高等教育機関や教育プログラムの適格認定を行う際の独自の基準を定めているものの、各機関の基準には、学生の成績、カリキュラム、教員、学生に対するサービス・支援、財務等が含まれる傾向にある。基準は、教員、管理監督者、学生、各分野の専門家、理事会、一般市民等が参加する公の協議プロセスを経て策定・改訂が行われる。一般市民から協議のメンバーを公募することもある。

アクレディテーション機関は、アクレディテーションの遂行にあたり、起こりうる事例を予測し整理を行っている。 これには、利害衝突や情報開示に関する方針も含まれる。

#### <u>アクレディテーションに係る活動</u>

- 申請前提要件(establishment of eligibility): いずれのアクレディテーション機関も、高等教育機関や教育プログラムが審査の申請をするにあたり満たすべき基本的要件を定めている。「教育機関は活動拠点とする州から設置の認可を受けるとともに学位授与権を付与されており、組織の基本目的が教育にあること」というような要件をすべてのアクレディテーション機関が正式な申請前提要件として定めているわけではないが、これらは実際のアクレディテーションにおいては確実に要求される。このような申請前提要件は教育機関やプログラムに課されることにより、質についての事前審査の役割を果たすこととなる
- 自己評価(self-study):申請が受理されると、高等教育機関や教育プログラムはアクレディテーション機関が定めた基準に基づいた包括的な自己評価に取りかかる。これには、機関やプログラムが基準を満たす、あるいは越えているかについての判断方法や将来に向けての改善方法を示す詳細な自己評価報告書の作成が含まれる。この



報告書は非公開の文書として作成されるものの、多くの受審機関では審査プロセスが終了した後に公表されている。

- 訪問調査(on-site team visit): 事前に実施される自己評価は、訪問調査団による訪問時に実施する調査の基礎として用いられる。訪問調査団は、自己評価によって明らかとなった問題点や疑問点について教職員、学生、役員や管理スタッフと面談する場を設けている。通常、訪問調査団は審査の中で浮かび上がった問題点について確認するため、学長や学部長と最終面談(exit interview)を行う
- 訪問調査報告書(written team report): 訪問調査チームは、教育機関やプログラムの長所や短所、改善の可能性についての見解を示した包括的な訪問調査報告書を作成する。通常、報告書が案段階で対象機関やプログラムの責任者の確認を受け、最終的に、改善点への対処方法についての提言を付してアクレディテーション機関に提出される
- 最終判定と異議申立て(final decisions/appeals):自己評価報告書や訪問調査報告書、並びにアクレディテーション機関の職員によって収集された資料に基づいて最終判定が行われる。これは適格認定から認定剥奪までいくつかの種類がある。また、すべてのアクレディテーション機関は、判定の取り消しを求める異議申立てを認めている
- 追跡調査(monitoring): アクレディテーション機関は次の評価が行われるまでの間に教育機関やプログラムの 追跡調査を実施する。追跡調査は、年次統計に係る報告書の提出により済まされることもあれば、電話による確 認や懸案事項に係る現状報告、特定のテーマに的を絞った訪問調査の実施等、幅広く行われることもある。教育 機関やプログラムが新たな施設を設置したり、カリキュラムや講義科目、指導方法を変更した場合には、アクレ ディテーション機関は当該機関やプログラムに対し、新たな取組みの妥当性や中核となるプログラムの質に対す る潜在的な影響を調査するため、実質的な変更点について審査を受けることを求めることもある

#### <u>スケジュール</u>

アクレディテーション機関は、それぞれ独自の審査スケジュールを定めている。審査を完結するまでの期間は、 9カ月間で終了するものから数年を要するものまで様々である。

#### 情報の公開

通常、次の情報はアクレディテーション機関から入手することができる。

- 審査対象の教育機関やプログラムに係る自己評価報告書や訪問調査報告書。一定の条件と当該機関やプログラム の許諾により入手することができる
- 予定されている訪問調査の日程
- アクレディテーションの認定に係る判定組織の構成員
- アクレディテーション機関の職員
- アクレディテーション機関の財務状況

# アクレディテーション機関から適格認定を受けた教育機関・プログラム数(2013年現在)

	機関数	教育プログラム数
地域アクレディテーション機関	3,049	-
全米規模の宗教関連アクレディテーション機関	503	-
全米対象の職業関連アクレディテーション機関	4,344	-
専門アクレディテーション機関	-	42,686

#### 出典:

 Council for Higher Education Accreditation (2015) CHEA Almanac Online, Available: http://www.chea.org/Almanac%20Online/index.asp [30 Oct 2015]

CHEA のデータベースには、7,900 近くの教育機関と 40,000 以上の教育プログラムが掲載されている。これらの組織や教育プログラムは米国のアクレディテーション機関により認定されているものであるが、そのアクレディテーション機関もまた CHEA もしくは連邦教育省から認定を受けている。アクレディテーション機関が作成する適格認定リストには、教育機関やプログラムについての認定状況の概略や有効期限が記載されている。

#### 活動の財源

アクレディテーション機関の経費は、主に適格認定を受けた機関やプログラムからの年会費や、アクレディテーションの審査料により賄われている。また、アクレディテーション機関は後援組織からの助成を受けるほか、政府 や民間財団等から使途を定められた資金を獲得することがある。

#### 参考:

- Council for Higher Education Accreditation (2006) Accrediting Organizations in the United States: How Do They
   Operate to Assure Quality?, Fact Sheet #5, Available: http://www.chea.org/pdf/fact\_sheet\_5\_operation.pdf [30 Mar 2015]
- o Council for Higher Education Accreditation (2007) *CHEA Almanac of External Quality Review 2007*, Washington D.C.: CHEA, pp. 8-9
- Council for Higher Education (2015) CHEA Almanac Online, Available:
   http://www.chea.org/Almanac%20Online/index.asp [30 Mar 2015]
- o Eaton, J.S. (2012) *An Overview of U.S. Accreditation*, Washington D.C.: Council for Higher Education Accreditation, Available: http://www.chea.org/pdf/Overview%20of%20US%20Accreditation%202012.pdf [30 Mar 2015] pp. 1-3, 6-7
- Ewell, P.T. (2008) U.S. Accreditation and the Future of Quality Assurance: A Tenth Anniversary Report from the Council for Higher Education Accreditation, Washington D.C.: Council for Higher Education Accreditation, pp. 12-16

# 3-2. アクレディテーション機関の認定

米国において、アクレディテーション機関は、アクレディテーションの実施対象の教育機関やプログラムに対して説明責任を負っている。また、多額の資金を投入して高等教育の質が保証されることを期待している政府や社会一般に対しても説明責任を負っている。したがってアクレディテーション機関は、組織的な自己点検を定期的に行うとともに、苦情に関する内部処理手続を整備していることが求められる。また、定期的に認定(recognition)と呼ばれる外部審査を受けることとなっている。この認定事業は CHEA と連邦教育省が実施している。

#### (1)CHEA によるアクレディテーション機関の認定

CHEA は、1996年に設立された高等教育に関する全米規模の民間非営利団体であり、国内の機関別アクレディテーションと専門アクレディテーションの連絡・調整を行うことを目的としている。この目的を実現するため、CHEA は、次の3つの機能を果たしている。

• 連邦政府や社会に対し、民間主導の自己規制の分野の利益を代表すること



- この目的のため、CHEA の基準に基づきアクレディテーション機関の質を精査し、認定を行うこと
- 会議等を開催するとともに研究活動や政策分析を行い、広報活動をするなど、幅広く会員活動を行うこと

#### 認定基準

CHEA からの認定を求めるアクレディテーション機関は、次の基準を満たすことを示す資料の提示を求められる。

- 1) 学問の質を向上させること。
- 2) 説明責任を果たしていること。
- 3) 教育機関や教育プログラムに対して、必要に応じた自己点検や修正・改善計画の実施を促していること。
- 4) 公平で適切な意思決定が行われていること。
- 5) アクレディテーション活動を継続的に行っていること。
- 6) 十分な運営資金を有すること。

#### 周期および実施体制

CHEA は通常、10 年周期で審査を行い、その間に 2 度の中間報告を求める。審査は CHEA の認定委員会(CHEA Committee on Recognition)が行う。認定委員会は、大学関係者やアクレディテーション機関、一般市民から構成され、アクレディテーション機関が行う自己評価に基づき、認定基準を満たしているか否かについて精査する。審査には訪問調査も含まれる。認定委員会は理事会(CHEA Governing Board)に対して、対象機関を認定することの是非について勧告を行う。

#### (2)連邦政府によるアクレディテーション機関の認定

連邦政府によるアクレディテーション機関の認定プロセスは 1952 年に開始された。当初、政府は急増する連邦政府の学資援助プログラムにつなげるべく、高等教育の質に係る何らかの審査を必要としていた。しかし、政府はそのために新たな質保証の制度を創設することはせず、既存のアクレディテーションを活用することとした。現在、連邦政府によるアクレディテーション機関の認定は、教育機関やプログラムが高等教育法(1965 年)第4編に基づく連邦政府の学資援助プログラムや、その他の連邦からの資金獲得をする際の申請要件を確認するために用いられており、そのためにアクレディテーション機関は認定を受けることを求められている。連邦政府による学資援助やその他のプログラムの適用を希望する教育機関やプログラムは、連邦政府が認定するアクレディテーション機関から適格認定を受けなければならない。

#### 認定基準

現在の連邦教育省による認定基準は、対象となるアクレディテーション機関の基準が教育機関やプログラムに おける以下の分野の質の向上に貢献しているかどうかという点に着目するものである。

- 1) 機関の目的に則して学生が成果を挙げていること(必要に応じて課程修了率、州の資格試験の合格率、就職率を用い、機関やプログラムが独自に設定してもよい)
- 2) カリキュラム
- 3) 教員
- 4) 施設・設備
- 5) 組織の規模に応じた財務・運営能力
- 6) 学生支援サービス

- 7) 学生募集・入学関係業務、年間行事予定、機関案内、出版物、広報活動
- 8) 教育プログラムの期間や学位・証明書の授与にあたっての到達目標
- 9) 連邦教育省が入手した学生からの満足度に係るデータ
- 10)教育省長官が提供する学生ローンの最新の債務不履行率に係る情報、財務監査や法令監査の結果、教育プログラム審査や教育省長官が連邦教育省に提供するその他の情報に基づいた、高等教育法第4編に基づく組織の教育プログラムに対する法令遵守の情報

## 周期・実施体制

連邦政府による認定のための審査は通常 5 年周期で実施される。連邦教育省はアクレディテーション機関からの報告書や訪問調査その他のやり取りを通じて審査を実施し、教育関係者や一般市民から構成される諮問組織のNACIQI (National Advisory Committee on Institutional Quality and Integrity)に対し、対象機関の認定の可否について勧告する。これを受け、NACIQI は教育省長官に対してこのことに対応する勧告を行う。

#### (3)認定を受けたアクレディテーション機関の数

2014 年 11 月現在、CHEA は 60、連邦教育省は 51 のアクレディテーション機関を認定している。合計では 84 のアクレディテーション機関が認定を受けているが、連邦教育省と CHEA の両者から認定を受けているアクレディテーション機関もあれば、どちらか一方の認定を受けている機関もある。

アクレディテーション機関は、適格認定校を連邦奨学金の支給対象校とするために連邦教育省の認定を受ける。この制度は高等教育法の第4章に定められていることから、教育省認定のアクレディテーション機関のことはしばしば「第4章の門番(Title IV gatekeeper)」と呼ばれる。これに対し、専門分野やプログラムに特化したアクレディテーション機関は「第4章の門番」の役割を担ってはおらず、CHEA はこうした機関を認定する。ただし、「第4章の門番」の中には CHEA の認定も受けるところがあるため、認定の重複が見られている。

## (4)活動の財源

CHEA は会員から徴収する年会費により、連邦教育省は議会から配分される予算により、それぞれ認定活動を実施している。

#### 参考:

- Council for Higher Education Accreditation (2007) CHEA Almanac of External Quality Review 2007, Washington D.C.:
   CHEA, pp. 11-12
- o Council for Higher Education Accreditation (2008) Recognition of Accrediting Organizations: Policy and Procedures (revised), Available: http://chea.org/pdf/Recognition\_Policy-June\_28\_2010-FINAL.pdf [30 Mar 2015], pp. 4-8
- Council for Higher Education Accreditation (2014) Recognized Accrediting Organizations, Available: http://www.chea.org/pdf/CHEA\_USDE\_AllAccred.pdf [15 Oct 2014]
- Eaton, J.S. (2012) An Overview of U.S. Accreditation, Washington D.C.: Council for Higher Education Accreditation,
   Available: http://www.chea.org/pdf/Overview%20of%20US%20Accreditation%202012.pdf [30 Mar 2015] pp. 6-8
- U.S. Department of Education (2015) Accreditation in the United States, Available: http://www2.ed.gov/admins/finaid/accred/accreditation\_pg13.html [17 Mar 2015]

#### 3-3. 州政府による高等教育の質に係る審査

州レベルでの質に係る審査は、公立・私立両方の教育機関に影響を与えるものであるが、その中でも公立機関に とっては州議会がその財源に係る権限を有しているため特に重要なものとなる。しかしながら、州によってその審 査制度はかなり異なる。いくつかの州では、適格認定がなくとも大学の運営認可を得ることができる(例:カリフォ ルニア州やハワイ州)。

#### 州による審査

州政府による高等教育の質に係る審査は、基本的に次の2つに分類される。

- 州政府による設置認可と学位授与権の付与に係る審査(私立機関に影響を与えるもの)
   すべての私立高等教育機関は、学位や修了証の授与、資格の認定の権限を持つために、州レベルで設置の認可を受け学位授与権を付与されることが求められる。(Ⅲ-6「高等教育に対する連邦政府・州政府の権限」も参照)
- 予算、政策、実績に係る審査等、州政府による教育機関の管理運営や説明責任に係る審査(主に公立機関に影響を与えるもの)

公立教育機関は、運営を開始するにあたり、州政府から設置認可を受け学位授与権を付与されることが必要となる。通常は、州議会によりその機関が創設されたことで設置認可を受けたものと見なされる。

州政府による審査は、民間のアクレディテーションに加えて求められる場合、またはアクレディテーションの代わりとして行われる場合があり、大多数の民間アクレディテーション機関と同等の観点で実施されることもある。機関別の審査の場合、財務の安定性や管理運営能力、組織全体としての安定性や教育の質についての評価、また教育機関が提供していると主張するプログラムが現実に提供されていることかどうか確認することを目的として行われる。

\*政府職員やその子弟を教育訓練するために連邦政府が直轄する教育機関に対しては、連邦政府が機関の設置認可や学位授与権の付与を 行う権限を有している。

#### 公立機関の説明責任に向けた取組み

高等教育の説明責任を保証するにあたっての州の管理監督に係る役割については、公共政策分野での議論を引き起こしている。州政府はこれまで長きにわたり、教育プログラムの審査やデータ収集、予算編成を通じて、公立教育機関の実績測定の面で直接の関わりを保ってきた。最近の説明責任に係る取組みでも、公開情報を分かりやすく提供することが意図されてきた。米国のすべての州では、公立の教育機関に対して審査や評価を行うことが求められており、また多くの州では、機関毎の実績の測定に係る報告書を公開し情報資源の活用に重点を置くことを通じて、説明責任を保証するシステムの普及を図ってきた。

現在、州の説明責任制度の主要なテーマとなっているものの中には、学部課程教育や学生の学習成果、機関の質と学習の関係への関心が含まれている。大半の州は公立教育機関に対し、学生の学習状況やその成果についての評価手続を定め、学習の質を確実に向上させるための目標を定めることを求めている。また、その進捗状況や改善点を記録するために、学生の成績や大学の実績についての定量的データを要求する州も増えてきている。

#### 参考:

- o Council for Higher Education Accreditation (2007) *CHEA Almanac of External Quality Review 2007*, Washington D.C.: CHEA, pp. 15-16
- o International Affairs Office (2008) Organization of U.S. Education: State Role II Tertiary Education, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/postsec.doc [30 Mar 2015]
- o International Affairs Office (2008) Organization of U.S. Education: The Federal Role, U.S. Department of Education, Available: http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/fedrole.doc [30 Mar 2015]

# 4. 正規の高等教育機関

米国の高等教育機関が正規の機関かどうかを知るためには、正規の適格認定を受けており、州が設置を認めている機関であることが重要な手掛かりとなる。ここでいう正規の適格認定とは、連邦教育省もしくは CHEA が認定したアクレディテーション機関による適格認定のことを指す。

ただし、米国内で高等教育のアクレディテーション活動を行う機関のすべてが連邦教育省や CHEA の認定を受けているのではなく、認定外のアクレディテーション機関の多くは適切な質保証活動を行っている。そのため、各教育機関やプログラムが州によってその運営を認められているかどうかは、個別に判断することが必要となる。なお、教育機関ではなく企業として教育を提供している場合もあるので注意が必要である。

#### 参考となるウェブサイト・データベース

 The Database of Accredited Postsecondary Institutions and Programs [http://ope.ed.gov/accreditation/]

連邦教育省認定アクレディテーション機関による適格認定、あるいは各州の設置認可を受けている教育機関とプログラムのデータベース

 Database of Institutions and programs Accredited by Recognized United States Accrediting Organizations

[http://chea.org/search/default.asp]

連邦教育省または CHEA 認定のアクレディテーション機関による適格認定を受けている教育機関またはプログラムのデータベース

各州で高等教育機関の設置を管轄する部門のリスト [http://www.nasasps.org/listing-of-regular-members]

各州が運営を認めた高等教育機関のリスト [http://www.chea.org/degreemills/frmStates.htm]

#### 参考:

○ 藤枝(2015)米国における分野別高等教育質保証の現状, 大学評価協議会研究会, 16th Mar, Kodaira

# 5. ディプロマミル\*とアクレディテーション

\*本文では、偽物資格の提供者を「ディプロマミル」と表現を統一して解説する

米国では高等教育や職業訓練教育を希望する学生や一般市民が、偽物とされる資格や学位を提供する不審な教育提供者に遭遇することがある。これは「ディグリーミル(degree mill)」や「ディプロマミル(diploma mill)」と呼ばれている。また、虚偽のアクレディテーションや質保証を行うような不審な組織に遭遇することもある。これは「アクレディテーションミル(accreditation mill)」と呼ばれている。

ディプロマミルやアクレディテーションミルは、誤解を与えるばかりか有害ですらある。米国において、ディプロマミルによる資格や学位は学生が編入や進学を希望する先の教育機関には受け入れられないだろう。雇用者も継続教育の提供者として認めないだろう。アクレディテーションミルによる適格認定は、教育機関の質を偽る行為である。こうしたミルにおいては、学生は不要な出費をするだけで、まともな教育も受けられないばかりか、意味のある資格や学位を手にすることもできない。

高等教育機会法(Higher Education Opportunity Act)では、ディプロマミルは以下のように定義されている(セクション 103)。

#### ディプロマミルは、

- (A)(i)高等教育レベルの教育または職業訓練を修了したことを示し、一般に認知されうる学位、資格、証明書などを有料で提供し、(ii)その取得に至っては、あるとしてもわずかな課題のみを課し、
- (B)アクレディテーション機関または高等教育機関の協会として(中略)認定された組織による適格認定を持たない

団体のことを指す。

信頼性の高い市場を作るために消費者を支援する非営利団体 Better Business Bureau では、以下に該当する点があればディプロマミルの危険性があるとしている。

- 正当な教育機関に比べ、資格・学位の取得までの期間が短い。例えば、数ヶ月で学士号が得られるなど
- アクレディテーションを与えている機関のリストが立派すぎる。連邦教育省に認定されていないアクレディテーション機関のみで構成されている。州の登録や免許を得ていると言及していることもある
- いままでの経験を単位として認定する制度を誇大に強調している
- 資格・学位の取得を対象に料金を設定し、複数資格の同時取得には割り引きがある。正当な教育機関であれば、 単位、科目、あるいは学期ごとに授業料を課す
- 教員とのやり取りが、あるとしても極端に少ない
- 有名な大学とよく似た名称である
- 所在地が私書箱や建物の一室である。この場合、単なる郵便物の受取先かどこかの屋根裏部屋である場合が多い

また、アクレディテーションミルは料金の支払いがあれば、適切な審査なしに適格認定を与える。中には、もっともらしい評価基準や手順を掲げ、どこかで聞いたことがある組織名称を用いている場合もあるので注意が必要である。

#### 参考:

- o BBB of Chicago & Northern Illinois (2014) Better Business Bureau Warns Consumers: "Diploma Mills" Can Damage Your Future, Available:
  - http://www.bbb.org/chicago/news-events/news-releases/2014/better-business-bureau-warns-consumers-diploma-mills-can-damage-your-future/ [27 Apr 2015]
- Council for Higher Education Accreditation (2015) Important Questions about Accreditation, Degree Mills and Accreditation Mills, Available: http://www.chea.org/degreemills/default.htm [18 Mar 2015]
- U.S. Department of Education (2015) Diploma Mills and Accreditation, Available:
   http://www2.ed.gov/students/prep/college/diplomamills/index.html [18 Mar 2015]
- U.S. Government Printing Office (2015) Higher Education Opportunity Act, Available:
   http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-110publ315/html/PLAW-110publ315.htm [20 Apr 2015]

諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

アメリカ合衆国

第2版(2016年版)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

